

下水道負担金のお知らせ

～受益者負担金制度と賦課予定区域～

下水道は公園や道路などと違い、整備されることにより利益を受ける人(受益者)が限定されます。そこで、下水道が整備される地域の土地所有者などに建設費の一部負担をお願いする制度が、下水道受益者負担金制度です。

今回、新たに負担していただく対象者は、村上・荒川地区の下図にある  の区域に土地などをお持ちの人です。

平成26年度賦課予定区域



村上地区



上片町・石原・山辺里の各一部



新町の一部



羽黒町の一部

荒川地区



切田の一部



荒川松山の一部



中野の一部



金屋・大津の一部

負担金納付までの流れ

(村上地区)

- ① 6月上旬に、土地の状況を記載した申告書を土地の所有者に送付します。
- ② 土地所有者は、申告書に必要事項を記載した後、誤りがないかを確認し、市に提出してください。
なお、土地所有者本人以外の権利者が受益者となる場合は、その旨を記入してください。
- ③ 提出していただいた申告書を基に負担金を算出して確定し、8月上旬に決定通知書を送付します。
- ④ 9月上旬に対象者に納入通知書を送付します。
- ⑤ 納入通知書または口座振替で納付してください。

(荒川地区)

- ① すでに提出していただいた申告書を基に負担金を確定し、8月上旬に決定通知書を送付します。
- ② 9月上旬に対象者に納入通知書を送付します。
- ③ 納入通知書または口座振替で納付してください。

公共下水道の供用開始区域について

平成26年6月1日から下図の区域で新たに下水道の供用を開始しました。

村上地区



新町の一部

市では、豊かな水環境を守り、快適な生活を実現するため、公共下水道の整備をすすめています。

工事が終わり使用可能になったご家庭は、供用開始から遅れることなく(くみ取り便所の場合は3年以内)下水道への接続工事を行うことが法律で決められています。下水道が使える区域内で接続工事が完了した割合(水洗化率)は、市全体で67.7%(平成26年4月1日現在)と、まだ低い状態です。接続工事がお済みでないところは、早めに工事を依頼されるようお願いいたします。

新築・改築などの排水設備にご利用ください

排水設備等設備資金貸付制度

市では、設備資金の融資を行っています。どうぞ、ご利用ください。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

融資上限額 100万円

※10万円単位のご融資です

融資利率 1.20%(固定金利)

※平成26年度(平成27年3月31日まで)に借入する場合)の利率です

償還期間 10年以内

※繰上げ償還も可能です

返済の目安

(毎月の返済額)

返済期間	3年	5年	7年	10年
融資額				
30万円の場合	8,488円	5,154円	3,725円	2,654円
50万円の場合	14,147円	8,590円	6,209円	4,424円
100万円の場合	28,295円	17,180円	12,418円	8,848円

なお、申し込みは市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)に直接申し込んでください。事前に相談することも可能ですので、お気軽にご連絡ください。

●問い合わせ 下水道課管理業務室 ☎66-6192